

# 北海道営住宅防災センター等防災盤監視業務実施要領

指定管理者が道営住宅に設置されている防災センター等の警報監視を行う場合の業務実施要領をここに定める。

## 1 業務概要及び目的

防火戸設備、非常警報設備、自動火災報知設備等について運転状態の常時監視を行い、対象設備の異常発生の有無、機器の運転停止状態等を把握し全日緊急事態の発生に即応して適宜応急の処置等を講ずる。

## 2 業務対象施設

別紙1のとおり

## 3 業務内容

防災センター等において集中管理する設備等の監視

- ① 非常用エレベーターの非常時管制（かご戻し・電話装置）装置
- ② 消火設備の自動警報装置
- ③ 自動火災報知設備の受信機
- ④ 非常放送設備の増幅器及び操作部
- ⑤ その他の防火設備の監視・制御装置

## 4 業務の実施

業務を実施する際には、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 本業務については、関係法令及び本要領を遵守し、消防用設備等の監視、操作等を行うこと。
- (2) 本業務の実施にあたっては、消防法施行規則第4条の2の14に規定する自衛消防業務講習を修了した者を配置すること。
- (3) 本業務を遠隔監視にて行う場合は、オンラインシステム（NTTの一般回線・ISDN回線・一般公衆回線（断線監視）のいずれかを使用）により監視センター（受託者施設）において行うこと。
- (4) 遠隔監視場所を設ける場合には、次に掲げる体制を確保すること。
  - ア) 監視対象物の火災発生時において、所要の措置を講じることができる要員を確保すること。
  - イ) 遠隔監視場所の要員が、速やかに監視対象物の防災監視場所に到着できること。
- (5) 当該設備に故障又は異常を発見したときは、直ちに職員を派遣して現地確認し、応急措置及び緊急連絡等の処置を行い、これらに即応できる待機所（事務所）に職員を配置すること。また、緊急連絡先は別途指定する。
- (6) 遠隔監視装置が適正に機能するよう維持管理に努め、断線等の故障にも対応できるシステムを設置し、不要となった際には撤去すること。
- (7) 当該回線を遠隔監視業務以外には使用しないこと。
- (8) 遠隔監視システム機器（中継盤から監視センターまで）の設置費、維持管理費及び断線監視に係わる費用及び途中解約における監視装置等の撤去に係わる費用については、受託者の負担とすること。
- (9) 所管官庁等の立入検査の立会いを行うこと。
- (10) 指定管理者は、防災センター等の防災盤監視業務について、第三者に委託することができる。
- (11) 指定管理者と受託者は常時連絡がとれる体制を確保すること。

## 5 帳簿の整備

指定管理者は、業務の処理結果を記載した帳簿を備え、記録して保存するものとする。

## 6 その他

異常を感知し緊急出動した場合は、その都度、総合振興局長又は振興局長へ報告書を提出すること。

## 附 則

この要領は、平成22年7月27日から適用する。

## 対象施設一覧

団地名	所在地	戸数	摘要
真駒内C	札幌市南区真駒内札幌市南区真駒内上町5丁目9番1～3	132	
豊平	札幌市豊平区豊平6条10丁目2番2～4	200	
光星第2	札幌市東区北12条東9丁目1番2	344	
光星第3	札幌市東区北11条東9丁目1番3	302	
光星第4	札幌市東区北7条東7丁目12番11	182	
厚別光陽	札幌市厚別区上野幌3条1丁目1番1～5	260	